

様式第二号の十三 (第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月25日

松山市長 野志 克仁 様

提出者

住 所 松山市北吉田町77番地

氏 名 株式会社 大阪ソーダ 松山工場

工場長 門屋 純一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 089-972-0131



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 大阪ソーダ 松山工場
事業場の所在地	松山市北吉田町77番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16 化学工業
②事業の規模	製造品出荷額：256億円
③従業員数	156人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	〔AGE 製造工程・医薬関連製造工程〕 廃油→自ら廃油を燃料として再生利用 〔医薬関連製造工程〕 廃酸→再生利用業者に委託処理

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・別紙3-1, 3-2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		別紙1のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	排 出 量		t	t
	(これまでに実施した取組) ・廃油を排水熱分解による有価物回収設備での燃料として利用。 ・工程効率化による歩留まりの向上。 ・工程効率化による洗浄効率の向上。			
② 計画	【目標】		別紙2のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	排 出 量		t	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでの取り組みを継続し、廃棄物の発生抑制に努める。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・各種別に分別し、保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特記事項なし

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		別紙1のとおり
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 廃油を排水熱分解による有価物回収設備での燃料としての利用。		
② 計画	【目標】		別紙2のとおり
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	（今後実施する予定の取組） ・ これまでの取り組みを継続し、廃棄物の発生抑制に努める。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙1のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
	・処理業者と委託契約を結ぶに当たって事前の現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）と委託後の定期的な確認をする。 ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理を徹底する。		

(第5面)

② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでの取り組みを継続すると共に収集運搬から処分に至るま でを確認し、的確に管理する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

令和 6 年度の特別管理産業廃棄物発生量（実績）

(単位：t)

項目	①産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	②自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	③自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		④自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	⑤産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
	産業廃棄物の搬出量	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
特別管理産業廃棄物の種類									
燃えやすい廃油	2998.4	2860.6				137.8	137.8	22.9	
強酸	9.5					9.5			
強アルカリ	20.5					20.5			
廃油（有害）	18.5					18.5	18.5		
特定有害廃酸	0.5					0.5			
合計	3047.4	2860.6				186.8	186.8	41.4	

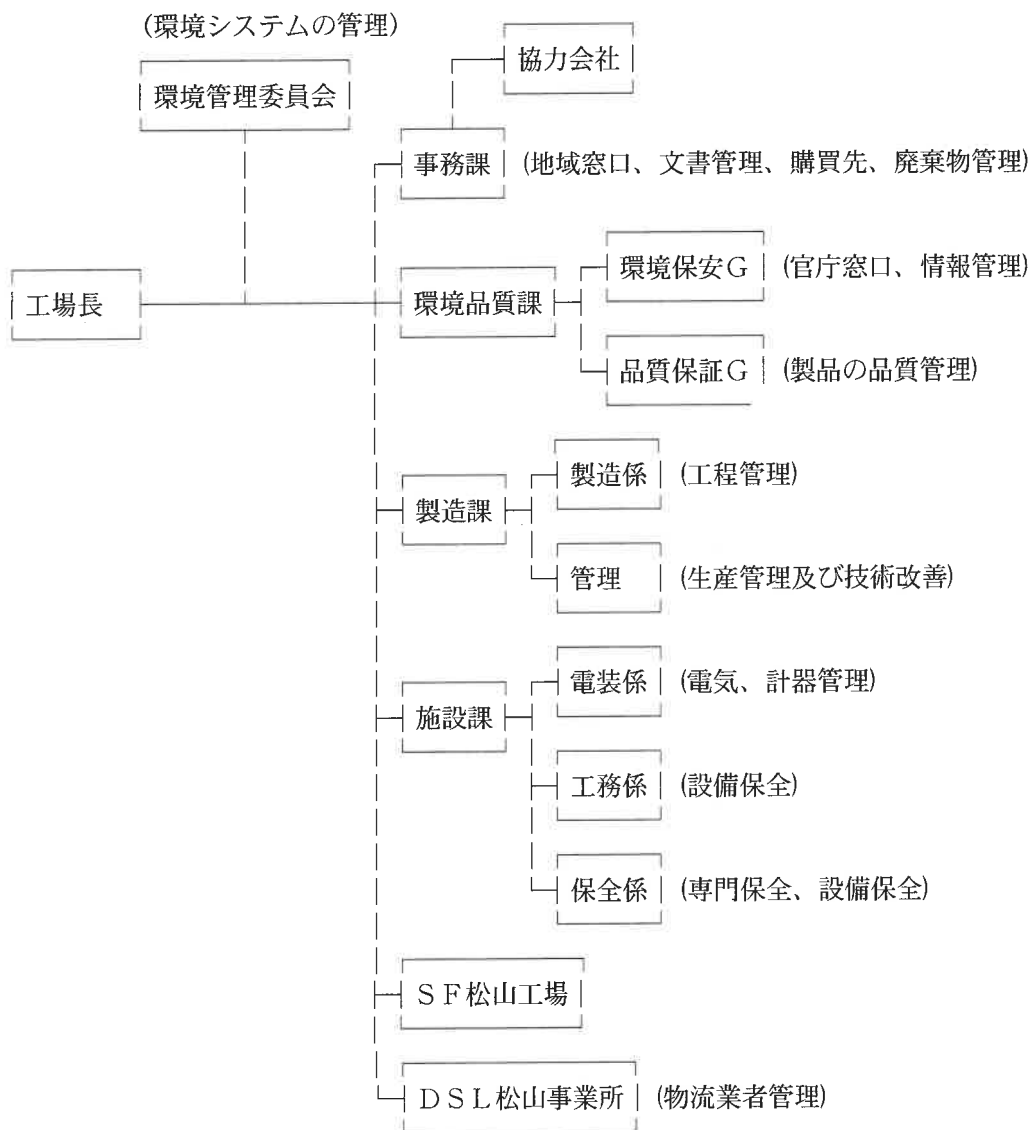
令和 7 年度の特別管理産業廃棄物発生量（目標）

（単位：t）

項目	①産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	②自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	③自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		④自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	⑤産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
	産業廃棄物の搬出量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入を行う産業廃棄物の量	全処理委託量			
						優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	2968	2831			136	136	22	
	強酸	9				9	9		
	強アルカリ	20				20	20		
	廃油（有害）	18				18	18	18	
	特定有害廃酸	0.4				0.4	0.4		
合計	3015	2831				183	183	40	

(管理体制図)

工場の組織



(注) ・ S F : サンヨーファイン (株)

・ D S L : D S ロジスティクス (株)

・ 各部署の業務には、関連する設備、作業および教育の管理を含む

責任者及び管理組織表

統括責任者	所属：松山工場 職：工場長
廃棄物担当	廃棄物処理責任者 職：環境品質課長 組織人数 4名 廃棄物担当者 職：事務課長 組織人数 6名
環境管理委員会	○ 廃棄物処理に関する検討（任務の一部） 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
廃棄物処理統括責任者（工場長）	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 工場の廃棄物管理規定の策定 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
廃棄物処理責任者（環境品質課長）	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の維持管理状況の把握 ○ 官庁関係への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育・啓発 ○ その他関係する事項
廃棄物担当者（事務課）	○ 廃棄物処理計画の作成（提案） ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理、現地確認 ○ 委託契約の締結、維持管理 ○ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 官庁関係への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育・啓発 ○ その他関係する事項